

本下発第 266 号
令和5年11月27日

本庄市下水道事業審議会 様

本庄市長 吉田 信解



諮 問 書

本庄市下水道事業審議会条例第2条により、下記事項について貴審議会に諮問します。

記

1 諮問事項

(1) 公共下水道事業における使用料金等の適正化について

(本庄市下水道条例(平成18年条例第173号)第15の2条)

(諮問の趣旨)

本市の下水道事業につきましては、下水道法による「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること」を目的として、昭和51年に国の事業認可を受けて以降、継続的に整備を実施しているところです。

下水道事業の経営につきましては、平成27年4月より地方公営企業法の一部を適用した公営企業会計を導入し、経営基盤の強化や財政マネジメント等の向上に努めているところですが、下水道事業の経費につきましては地方財政法により、公営企業の経費は原則、企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならないとされており、将来に渡って安定した下水道経営と、持続的なサービスを提供していくことが求められております。

このような状況の中、今年度は埼玉県が管理運営を行っている流域下水道の維持管理負担金について、協定書の見直し年度となっており、埼玉県から昨今の燃料費、電気代、人件費等の高騰等により改定が避けられない状況との旨の通知がされております。

今回の改定幅は、現状の使用料金内では賄えないことが見込まれており、今後下水道事業に及ぼす影響が大きいことから安定的な事業運営を図る上で、「公共下水道事業における使用料金等の適正化」についてご検討をいただきたく貴審議会に諮問いたします。